

前期基本計画の基本方針について

○位置づけ

第二次羽村市生涯学習基本計画における「羽村市が目指す生涯学習の姿」を受けて、令和 4 年度から令和 8 年度までの具体的な施策等を策定する前期基本計画における方向性として示すものです。

○前期基本計画の基本方針（案）

【基本方針 1 誰一人取り残さない持続可能な学びを展開します】

市民一人ひとりが自らのライフステージに応じて健康で豊かな人生を送ることができ、さまざまな学びの機会を得ることができる社会の姿が求められています。誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも学ぶことができる環境を整え、多様な人々が共に学び合い尊重し合える学びを展開します。

【基本方針 2 学びをつなげる仕組みを構築します】

人と人、人と地域をつなぎ、地域をより活性化していくための取組みが進められています。また、新たな学びへのアプローチや自らが学んだことを地域に活かす活動など、学び直しと学びの循環に加え、それらをつなぐ人材も地域づくりに求められています。そのための学びの場の提供と更なる広がりに向け、市民一人ひとりの視点とともに、地域・家庭・学校など社会全般からの観点で、学びを地域で活かしつつなげる仕組みを構築します。

【基本方針 3 時代の変化に対応する学びを提供します】

ICT 技術の急速な普及により、これまでの対面・集合を中心とした学びに加え、デジタル環境を活用した学びやそれらを融合したハイブリッドの学びの姿も生まれています。また、ICT への対応以外にも、生きる力や時代に即した新たな能力の習得も不断に求められています。これらの変化をチャンスととらえ、市民一人ひとりに最適な学びにチャレンジできる機会を提供します。